

連続講座

ジェンダーと日本国憲法

無料

講師 小宮友根東北学院大学准教授



とき:2月18日(日)14:15~16:15

ところ:若林区中央市民センター別棟第3会議室

小宮先生のジェンダー講座第2弾です。今回は「ジェンダーをめぐる日本の状況」と題して話をうかがいました。「男女平等」ではなく「ジェンダー平等」という言葉を使うのはどうしてかということや、私たちの性別が男性と女性と単純には分けられないなど基本的なことを学びました。「ジェンダー平等という言葉でもう少し深く世の中を考えていかなければなりません」というまとめの言葉を受けて、今回のお話をさせていただきます。

日本国憲法は基本的人権を大きな柱に掲げています。1948年に文部省で出した「新しい憲法の話」には基本的人権について次の記述があります。「この人間らしい生活には必要なものがふたつあります。それは『自由』ということと『平等』ということです。(略)男が女よりも優れ、女が男よりも劣っているということもありません。みな同じ人間であるならば、この世に生きてゆくのに、差別を受ける理由はないのです。」と。

今回のテーマ「ジェンダーと日本国憲法」では24条を中心にお話しいただきます。ご期待ください。